

令和8年3月23日

大阪府住宅供給公社

工事案件における入札金額の内訳について（通知）

適正な労務費の確保の観点から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）が令和6年6月に改正され、令和7年12月12日に施行されました。

入契法第12条の改正においては、入札時に、材料費、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出しなければならないこととされました。

つきましては、令和8年4月1日以降に大阪府住宅供給公社が発注する工事案件から、別紙工事費内訳書を用いて、労務費等を記載した工事費内訳書を入札書と併せてご提出いただきます。

また、落札候補者となった場合には事後審査資料の一部として、再度、内訳書の提出を求めることとなりますので、その他事後審査資料とともにご提出ください。

工事名称: \_\_\_\_\_

## 工事費内訳書（総括表）

（電子入札添付用および事後審査提出用）

名 称	数量	単位	金 額	備 考
1. 直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
2. 共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度 の掛金	1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額	1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格（1 + 2）	1	式		

注1）上記工事価格は、消費税等額を含まない。

注2）本ファイルを「入札書」画面で添付し、提出すること。

注3）落札候補者となった場合は、事後審査の際に改めて提出すること。